

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9%
全職員	71.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	94.3%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.2%
31～35年	94.7%
26～30年	99.0%
21～25年	—
16～20年	94.7%
11～15年	82.4%
6～10年	88.1%
1～5年	98.6%

【説明欄】

- ・役職段階別本部局長・次長相当職は男女ともに該当者なし。
- ・役職段階別課長補佐相当職は女性職員のための「—」と表示。
- ・勤続年数別 21～25 年は女性職員が 1 名のため「—」と表示。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、1 日の所定労働時間が 4 時間以上で週 3 日以上出勤している職員を集計。勤務日指定（代替職員等）は集計から除く。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。